

最高裁 第二小法廷 2026年10月9日判決



著作権がない楽譜。 なのに賠償1.69億円？

バンドスコア

フリーライド

不法行為

最高裁「バンドスコア模倣事件」を読む

弁護士法人三宅法律事務所

弁護士 渡邊 雅之

2026年10月

今日の問い



他社の楽譜579曲をもとに無料サイトを運営し、広告で稼いだ。
その楽譜に著作権はない。これってアリ？

A 原則として問題なし

B 違法になり得る

最高裁の答え → B。ただし「コピー＝即アウト」ではない

先に結論：ポイントは3つ

- 1 楽譜は著作物ではない → 原則、マネは自由
- 2 ただし 自由競争の範囲を超える営業妨害は不法行為
- 3 決め手：長期・大量・丸ごと模倣 × 無料で顧客を奪う

最判令和8年10月9日(令和6年(受)第2078号 損害賠償請求事件)

数字で見るこの事件

579曲

模倣された楽曲(全体を細部まで)

約6年半

無料公開の期間(少なくとも)

0円

利用者の負担(広告収入で運営)

約1.69億円

二審の賠償額 → 上告棄却で確定

今日の流れ

PART 1

何があった？

模倣の手口と売上への影響

PART 2

最高裁の物差しは？

北朝鮮映画事件との違い

PART 3

補足意見と判決の射程は？

言えないこと・AI時代

PART 4

企業は何に気をつける？

守る側・使う側のチェック

PART 1

何があった？

ここで分かること：模倣の手口と、著作権で戦えない理由

バンドスコアは「耳コピ」の結晶



音源を聴く

許諾を得て音源を聴取



パート別に採譜

ボーカル・ギター等



楽譜として販売

販売で制作費用を回収

- ・ バンド音楽は録音現場で作曲 → 完全な楽譜がないことが多い
- ・ 採譜は「専門教育＋相当な修練＋相応の時間」が要る作業

有料で作る会社 vs 無料で配る会社

出版社: 有料で販売

- ① 音源を聴く
- ② 自分で採譜する
- ③ コストを負担して売る

サイト運営会社: 無料 + 広告

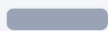
- ① 原告の楽譜を買って渡す
- ② 自ら採譜せず細部まで模倣
- ③ 無料公開して広告収入

完全な複製ではないが全体を細部まで模倣 → 制作コストを回避

売上はどう動いた？

H23年度

公開前



基準

H24～H29年度

無料公開中



大幅減

H30年7～9月

サイト閉鎖直後



前年比 大幅増

閉鎖後に売上が戻った → 顧客を奪っていた裏付け

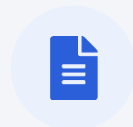
下級審の認定：H30.6.3 公開終了を求める文書 → 同月末にサイト閉鎖

なぜ著作権侵害で訴えない？



楽曲の著作権

作詞者・作曲者の側にある
出版社は許諾を受けて採譜するだけ



バンドスコア

音源を書き起こしたもの
→ 著作権法2条1項1号の「著作物」
に当たらない(原審確定)

だから 民法709条(一般不法行為)で勝負

※知財権侵害の主張がないため、控訴審は知財高裁ではなく東京高裁で審理

実は、途中で逆転した裁判

2021.9.28

一審 東京地裁

請求棄却

模倣を認めず

2024.6.19

二審 東京高裁

不法行為成立

約1億6925万円
模倣と不法行為を肯定

2026.10.9

最高裁 第二小法廷

上告棄却

全員一致
高裁の判断が確定

約1.69億円は、どう計算された？

$$\text{約15.43億円} \times \text{1割} + 1,500\text{万円} = \text{約1.69億円}$$

逸失利益の試算

認定割合

弁護士費用

認容額

- ・ 試算:無料サイトのリクエスト数 × 原告スコアの実売利益
- ・ 全部が購入につながるとは限らない → 1割(民訴法248条の趣旨)
- ・ 正確には 1億6925万5305円(東京高判令和6年6月19日)

※最高裁はこの算定方法を判断しておらず、一般的なルールでもない

PART 2

最高裁の物差しは？

ここで分かること：北朝鮮映画事件との関係と、今回の新しい基準

出発点:北朝鮮映画事件

最判平成23年12月8日(民集65巻9号3275頁)

著作権法で保護されない著作物を利用しても

「著作物の利用による利益とは異なる法的に保護された利益」を侵害する
などの特段の事情がない限り

不法行為にはならない

→ 以後、一般不法行為での救済は「かなり難しい」とされてきた

最高裁の答えは「NO」と「YES」



NO: 独占的に使う利益

著作権法が守る領域
→ 著作物でない以上
保護されない



YES: 営業を続ける利益

自由競争の範囲を逸脱した
営業妨害なら
→ 侵害あり＝「特段の事情」

著作物でない成果物にも北朝鮮映画事件の枠組みを当てはめ、「特段の事情」の中身を具体化した

「自由競争の逸脱」と判断した5つの事情

- ① 投資 多大な費用・時間で採譜し、販売で回収
- ② 規模 約6年半・579曲を、全体を細部まで模倣
- ③ ただ乗り 自ら採譜せず、制作費用の負担を免れた
- ④ 顧客奪取 同程度の品質を無料公開。認識もあった
- ⑤ 競争秩序 許せば、自前で作る出版社が著しく不利に

→「著しく不公正な手段で営業の継続を困難にさせる競業行為」

北朝鮮映画事件と何が違う？

	北朝鮮映画事件	本件(バンドスコア)
使った量	2時間超の映画のうち 計2分8秒	579曲を 全体を細部まで
使い方	ニュース番組で 一部を放送	同じ用途の楽譜として 無料公開
結論	不法行為 否定	不法行為 肯定

分かれ目:量・期間、そして「相手の商品の代わりになるか」

PART 3

補足意見は何を語った？

ここで分かること：新ビジネス・AI時代への射程と、この判決から言えないこと

尾島補足意見:「模倣の自由」との線引き

- 1 著作権法は要件・範囲・期間を定め、「保護」と「営業の自由」を調整している
- 2 だから原則:知財で守られない成果物は、模倣も自由
- 3 例外:相手の投資を知りつつ、費用をかけずに模倣し、より客を引く方法で市場に出す
- 4 ただし、科学技術の進歩で今は状況が変わっている可能性も

高須補足意見：新ビジネスは尊重、でも便乗はNG



新ビジネスは評価する

無料公開×広告収入は、情報化社会を生かした新しい営業形態。新種ビジネスは社会の活力の源泉



それでも本件はアウト

従来モデルの成果に便乗しながら、新モデルの果実を独り占めした

「新しいビジネス」は免罪符にならない

この判決から「言えない」3つのこと



努力して作ったものは何でも保護される
費用や労力だけで独占権は生まれない



無料公開・広告モデルは違法
補足意見も新しいモデルの意義を認めている



他社の情報を使えば一律アウト
規模・態様・競合性・実害などの総合評価

→ 射程を広げすぎないことが大切

生成AI・データ再利用にも影響する？

考察

判決そのものではなく、実務への応用

A 独自に作成

音源を自分で分析し、独立して制作

本件型のリスクは低め

B 大量に代替公開

他社の有料データを細部まで模倣し、無料サイトで競合

本件と構造が近い

C AIで社内利用

資料をAIで社内要約。競合する公開はしない

本件だけで決まらない

※AI学習の適法性や著作権法30条の4の適用は、本判決の判断対象外

PART 4

企業は何に気をつける？

ここで分かること：守る側・使う側のチェックポイント

同じ構図が問題になり得る場面(考察)



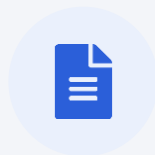
データベース・一覧

物件・求人・価格など



スポーツ・統計データ

試合データ・記録



書き起こし・採録

譜面・棋譜・字幕など



集計・調査データ

市場データ・レビュー集計

共通点: 作るのにコストがかかるのに、著作権で守られにくい

守る側：自社の成果物をマネされたら

1

不競法・契約で守れないか先に検討

営業秘密(不競法2条6項)・限定提供データ(同条7項)・利用規約

2

制作の費用・工数を記録しておく

投資の大きさが「特段の事情」の土台になる

3

模倣を証拠化する

誤記・細部の表記の一致、比較表で「細部まで」を示す

4

売上・顧客の変化を保存

損害・因果関係が争点になる(閉鎖前後の変化も)

5

気づいたら早めに警告

本件も公開終了を求める文書の後、同月末にサイト閉鎖

使う側：4つの視点＋法務レビュー

1

依拠・独立性

自前で制作した記録(作業ログ・元データ)を残しているか

2

競業・代替性

他社の有料商品を、無料・格安で置き換えていないか

3

規模・継続性

大量・反復・長期になっていないか

4

実害・認識

相手の営業への影響を知らずに行っていないか

5

公開・収益化の前に法務レビュー

本件は代表取締役も共同不法行為(民法719条)

※判決の事実認定をもとにした実務上の整理(最高裁が示した要件ではない)

まとめ:今日の問いへの答え

「著作権がない」=「何をしてもよい」ではない

- 1 原則は模倣の自由(北朝鮮映画事件の枠組み)
- 2 例外:著しく不公正な営業妨害は不法行為
- 3 AI・データ利用も「競争の態様」で点検

ご視聴ありがとうございました



チャンネル登録・高評価をお願いします

弁護士法人三宅法律事務所

弁護士 渡邊 雅之

出典:最高裁判所第二小法廷 令和8年10月9日判決(令和6年(受)第2078号 損害賠償請求事件)